明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令（二七七）　二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七八）　二
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二七九）　三
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（二八〇）　三
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日を定める政令（二八一）　五
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（二八二）　五
○著作権法施行令の一部を改正する政令（二八三）　六

〔告　示〕

○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（**金融庁・総務**一）　六
○千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのキリバス共和国の加入に関する件（**外務**三七九）　六
○著作権に関する世界知的所有権機関条約のナイジェリア連邦共和国による批准に関する件（**同**三八〇）　六
○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約のナイジェリア連邦共和国による批准に関する件（**同**三八一）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一〇二六）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**防衛**二一五～二一八）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二一九、二二〇）　八

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　九

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　九

〔皇室事項〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　九
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（関東運輸局）　九
登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示（同）　九

労　働

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示四、秋田同二、三、山梨同二、長野同五、岐阜同三、静岡同三、山口同四、五、長崎同三、熊本同二～四）　一〇

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁
信託兼営金融機関営業保証金取戻し関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令（政令第二七七号）（内閣府本府）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を平成二九年一一月一六日とすることとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七八号）（内閣府本府）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第二二条について、所要の規定を整理することとした。

2　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七九号）（内閣府本府）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二八年法律第七六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年一一月一五日とすることとした。

◇人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（政令第二八〇号）（内閣府本府）

1　内閣総理大臣は、政府がロケット落下等損害賠償補償契約に基づき支払った補償金の返還をさせる場合は、補償金を支払った日から一年以内に、当該補償金の額に相当する金額を返還させるものとした。（第一条関係）